

第十三回 参議院建設委員会會議録第十六号

(三〇二)

昭和二十七年三月二十日(木曜日)午前
十時四十三分開会

出席者は左の通り。

理事

委員

赤木 正雄君
田中 一君

楠瀬 常雄君
徳川 宗敬君

前田 彌君
三木 治朗君

松浦 定義君
東 隆君

政府委員

建設省都市局長 八嶋 三郎君
事務局側
常任委員 武井 篤君
常任委員 菊池 瑞三君
会専門員

本日(の)會議に付した事件
○屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○理事(赤木正雄君) これから委員会を開きます。

先ず以て政府から屋外広告物法の一部を改正する法律案、これについて一応説明を求めます。

○政府委員(八嶋三郎君) 今回提案いたしました屋外広告物法の改正に關します法律案につきましては、大綱につきましても先の大任のほうから提案の理由の説明をいたされておるのでございますが、別に……大体それによつて尽きるのでございますが、各條項ごと

に一応簡単に説明を申上げておきたいと思ひます。

「第四條第一項第二号を次のように改める」というので、二号、それからまあ四号も同じように改めておるのでありますが、これは別に内容は殆んど変りはないのでありまして、法律が改正になりまして、前にはいわずに市街地建築物法といつたものが建築基準法に改められたので、その中に含まれる住居専用地区並びに美観地区の問題をただ引用する條項を置いただけでございまして、森林法につきましても、昭和二十六年に従来の森林法が改正になりましたので、その引用條項をただ書きただけでございまして、その次は今新たに一條一項を加えようといふ趣旨のものでございまして、それは違反の広告物につきましても、従来の規定では美観風致を維持し、又は公衆に危害を与えるものを防止する意味におきまして、都道府県知事が除却その他の措置を命ずることができ、その命令が履行されないような場合におきましては、代執行法の適用もあるといふふうなことに相成つておつたのでございまして、その違反広告物の責任者が明らかでないという場合の措置が実はできておらなかつたのでございまして、従ひまして相手がつきりたしませんので、代執行法の公告もできないといふことのために、その履行を確保する途がありまので、今回新たに規定をいたしたいといふのでございまして、それにつきまして

は、いわゆる直接執行の適用を与えて行こう、この知事又は知事の命じたもの、或いは委任したものがこれに対する処置ができる。但し広告物を掲出する物件、いわゆる財産的の多少価値のあるものについては條例の定めるところによりまして、一定の期間を定めてこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しない場合には、知事みずからが、或いは自分の命じたもの、或いは委任したものがそれを除却することを公告をして、初めてその期限が到来した後において行なつて行く、こういう処置を講じて行こうということにいたして行きます。

その次は、広告物の一般の統制というものが、これが大体府県単位においてやらして行きますのでございまして、いろいろと事務簡便の立場から、知事の行います行為を、いふんな許可とかといふたようなものの仕事を市町村長に委任ができるという規定を一つはつきり書いて、事務簡便の途を圖つて行こうと、こういうことを考えたのでございまして、それに基づきまして市町村長のやりまします。な許可とかいふたようなものにつきましても訴願の途が開ける途を一つ講じておこうというので、訴願に關します途を、従来の「知事の処分」となつておりましたものを「知事又は市町村長の処分」といたしたいといふことについての改正でございまして。

○理事(赤木正雄君) 何か御質問ありませんか。

○田中一君 美観地区ですね、例えばこの「道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域」というのは、若しこれが私の……何と言いますか、民有地とか、或いは鉄道のように一応特殊公社というふうなもの、所有地に、その者が自分でそういう施設をするといふ場合はどうなるんです。

○政府委員(八嶋三郎君) 自分がやるというふうな場合におきまして、結局はやはり一つの、この一定の地域にありますればやはり私は美観地区の問題としてやつて行くべきものだと思います。適用するべきものだと思います。

○田中一君 いわゆる屋外広告の定義というものはどうお考えですか。例えばこれは危ないから……或いは商業的な意味の広告といふことを指しておるか、広告といふものの定義はどうですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 広告といふものの定義は、大体第二條にその定義を定めておるのでございまして、それは書いておるのでございまして、が、こゝでいろいろ屋外広告物の対象をいましておきます。先ず第一に屋外でなければならぬという点が先ず第一の問題でございまして、その次は広告といふものは一体何であるかという問題になるだらうと思ひますが、あります。それは常時又は一定の期間継続して掲示されるものである。それでは看板であるとか、立看板であるとか、はり紙であるとか、はり札であるとか、並びに広告塔であると

か、広告板であるとか、建物その他の工作物、その他の工作物といふのは大体我々として考えておるのは煙突であるとか、塀であるとか等といふたようなものだらうと思ひます。「建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」、「これらに類するもの」といふのは、まあ例えて言えばネオンサインであるとか、アドバルーンであるとか、或いは航空機による吹き流しといふたものを「大体これらに類するもの」といふふうに実は考えておるのであります。内容それ自体は商業に必要なるものであるといふことに限らないのであつて、すべて私どもの対象にしておりますのは、美観風致の維持ということと、危害の防止といふ点から、その広告物といふものを取締つて参る、こういう意味において実は考えておるのでございまして。

○田中一君 そうしますと、その内容でないと、工作物が広告だと、あなたが今おつたやうな第二條の定義によつたやうな工作物といふものが広告だと、内容の如何を問はずといふことなのですね。

○政府委員(八嶋三郎君) さうでございます。○田中一君 若し鉄道の沿線などで、交通上危ないからこうせよ、ああせよと書くことも、やはり広告物とお認めになるのですか、どうですか。例えば「踏切りに注意すべし」といふやうなもの、若し出ておつた場合には、そ

これは広告とみなされるのか、或いは何という定義を以てそれを認められるのか。

○政府委員(八嶋三郎君) それはまあ一応は広告というもので、広告と言つても私はいいと思うのであります。一応それらは公益上止むを得ないもので、許可を受けなければならないことになっているのでございます。これは大体條例で書いておるのでございます。

○田中一君 それが民有地であつても、無論そこにも入り込める。都道府県知事の認定の範囲内に入るといふことなんですか。そういう場合でも、民有地に、まあ掲示板と言いますか、そういうもので公共的なものでないものはどうなりますか。

○政府委員(八嶋三郎君) それは大体民有地であつても、民有地でなからうと、この取締りは美観という点から一つの地域というものを抑え、或いはものを抑えておるのでございますが、それらの場合におきましては、大体許可をする場合におきましては、相手方の承諾を求めさせるという方法は講じておるのでございます。

○田中一君 相手方が承諾しない場合にはどうなりますか。強制権は持つのですか、持たないのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 相手方が承諾を与えないような場所に貼るといふことは、これは私はいいと思いません。

○田中一君 私の申上げておるのは、美観地区ときめられておるところが民有地であるとする、自分でそういうものを掲示したいという場合に、美観地区だからいけないという強制権を都道府県知事が持つわけですね、この規

定で行きますと……別に東京都の審議会の規定がありますが、この審議会の規定の認定というものが参考になつて、都道府県が権限を持つと、こういうわけなのですか。認定の場合は……。

○政府委員(八嶋三郎君) 実は先ほどお話のありましたこの公益上止むを得ないとか、或いは法令上止むを得ないといふことは、実はこの條例の中に謳つておるのでございます。東京都の條例を申上げますならば、東京都の條例の第五條というものが大体それだろつと思つておられます。「次の各号の一に該当する広告物及びこれを掲出する物件については、知事は第一條及び第二條の規定の適用を除外することが出来る。その基準については必要があるときは知事が別に規則で定める、他の法令の規定により表示又は設置するもの、公益上やむを得ないもの、看板その他價例上やむを得ないもの」といふたようなもの、これに關しまするいろいろな細かい規則というものを発表しております。そしてそれにつきましている」と審議会で議つておるというやうな場合もあるでございませう。

○田中一君 いろいろな基準を定めるといふたやうな場合も審議会でやつて行く、或いは違反によつていろいろな除却をさせるというやうな場合におきまして、例へば十三條の二項には「前項の命令に従わない広告物又はこれを掲出する物件を知事が行政代執行法により除却して又は除却せしめようとするときは、知事は審議会の意見を聞かなければならない」といふたやうにして、審議会といふたやうなものが、いろいろの標準を定めるやうな場合とか、或いは違反の広告物に対する処置

をしよつといふたやうな場合におきましては、できるだけ民主主義的な方法をとつて、審議会の意見を聞くといふたやうな方法を條例によつて義務付けさせておるといふたやうにいたしておるのでございます。

○理事(赤木正雄君) 昭和二十四年にこの法律を初めに審議した場合、随分その当時この法案に対しては議論があつたのです。併しあ都府の美観を保持するといふ観点から、この法案でいいだろつ、併しその際私は諸外国の例を話しまして、例へばドイツにしても、イギリスにしても、広告をする場合は一定の場所に、広告する立派な場所をきめてそこにやつておる。そうしますれば、今のやうな電信柱にいろいろものを貼つたり、壁にいろいろなものをつたつたり、あるいは美観を害するやうなことをなすやうな方がいいといふので、みんな御賛成になつてこの法案が通つたのです。この法案は通つたのですけれども、一向改まつていない。そういう点はあなたのほうはどう考えておるのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 只今の御意見誠に御尤もの御意見であり、又非常に私どもの痛ところを突かれておるのでございますが、これはお話の通りに、私どもとしましては、私どもが、私どもがいかんといふのではなくして、やはり積極的にこの廣告を掲出する場所といふものをいゝる積極的に作るやうなことが一番必要だと思つております。そういう意味におきまして、実は條例あたりを作る場合におきまして、私どももいたしましては、できるだけ指導をいたしたのでございますが、これにつきまして

も、私どもとしましては、積極的にそれらした面を第七條におきまして、これは第七條といふのは東京都のいわゆる屋外広告物條例の第七條でございませうが、第七條の一つの助成といふたやうな規定を突は入れたのでございませう。「美観風致を維持又は向上するため、知事が指定する場所若しくは施設を利用して別に定める規格に従ひ表示せられたる広告物については知事は、第一條及び第二條の規定の適用を除外することが出来る」、更に第二項に「知事は、広告物及びこれを掲出する物件が美観風致の向上に資すると認めるときは、これらに対して第一條及び第二條の規定の適用を除外することが出来る」、いわゆる積極的に、ただ取締りだけじゃなくして、美観風致の向上に資するといふ点にこの広告物といふものを一つ利用して行けといふことで、この趣旨の主たる意味は今赤木先生の御指摘なされたやうに、一つの場所を積極的に一つ提示しよつ、提供しよつ、こういうやうな実は趣旨においてこの規定等を入れて実は指導いたしておるのでございますが、現状は赤木先生の御指摘のやうに十分に行つていないといふ点につきましては、私どもが指導の至らんとところ誠になげかわしく存する次第でございませう。こういう点については、更に私どもは各方面に十分注意を払つて参りたいと思つております。

○理事(赤木正雄君) もう一遍伺いたのですが、今お話の通りで、美観の前にこの法案を作つたときは、法案の市の前と何ら変つていない。この都府の美観といふのは私どもの目から見ますと、やはり今おつしやる通りで

すね。多くの人の目に見えて、而もたぐさんそこにかためて広告しても、それはど街の美観を害さない。そういうところは必ずあつて思ふのです。それはもう必ず外国の都市ではやつておるのです。それで初めてほかの電信柱にいろいろな広告を貼るとか、壁に貼るとか、それをやらないでは都市の美観などできるはずがないのです。それをもつと私はやましくおつしやらんと、折角法律を作つても法律の精神が抜けてしまふのじやないかと、そう思ひますね。

○田中一君 この違反に対する措置で、専門員から出ておる参考資料を拜見しましたが、現在までに罰則を適用した事実ですね。この法律施行後、事実の集計が何かありましたらば御提出願いたいと思ふのですが。

○政府委員(八嶋三郎君) 実は全国の統計といふものを集めておらないのでございませうが、東京都あたりの大体実情をお話申上げるほうがいいのじやないかと思ふのでありますが、まあ東京都の担当の者の意見を聞いて見ますものにつきますと、どういふやうに取扱つておるかといふことの措置の方法でございませう。第一番には、その問題から申上げるほうがいいと思ひますが、まあ違反と思われるものにつきますと、年間にやばり相当ある。私どもには神奈川県等の例が大体年間に二百件、群馬県で六百件という数字のものが手許に来ておるのであります。大体この除却を命ずるとか、いわゆる第七條でありますか、広告物法の第七條の第一項によりまして除却を命ずるとかいつたやうなことを、積極的

に命令を出してやらせたというものはまあ殆んどないといったようなことでございます。大体いろ／＼と持つて参りましたものを見まして、あそこはいけないとか、ここはいいといったようなことで大体指示を与えてやりますので、又そのときにはどこがいけないといったようなことにつきましては、美観の地区とか、風致地区とかいったようなもの、又こういうものがいけないのだといったようなことにつきましては、その都度申請をする者につきまして紙を渡してやりまして、こういうところを十分注意してもらいたいというところで大体やつておりますので、除却を命ずるといったような行政的な、一方的な措置においてやつておるといふ例は殆んどない。まあないと言つていいほうであります。除却について、この審議会にかけたというところは今までにおいてないという情勢であります。ただ違反の場合におきましては、本人を呼出して、そうして一つあれは違反になるのだから、何とか撤去してもらえないだろうかというところを十分話しまして、本人が納得してそれを除去する、或いはほかの色に塗り潰す、こういうようなことをやつておる情勢であります。軽いものにつきましては、仮に始末書をとつて処置をしておるという程度であつて、そう大きな問題としてやつておるといふようなものは実はない。それならここで、広告について実は何か普通我々が考へてあるより以上に要な広告というものがあつか、現狀にあるかというところを聞いて見たのであります。まあサンドウィッチ・マンなんか一つの例でありますが、これも広告であることは間違

ない。そのほか一遍こういう例があつたそうではあります、死人の真似をしたという例があるわけではあります。数寄屋橋かどこかにいて、何かゴムのカッパ見たいなものです、それを着て船の中かなんかで死人の恰好をしてやつておつた。それはこの商品であるかというところは、船を上つたときに表示をしようというやうなものがあつたらしいのであります、これは美観警察のほうで最初に取締りしたので、広告物のほうの違反として取上げるという段階には行かなかつたというやうな話であります。これは余談であります、そんな実情でござい

ます。○田中一君 今局長からお話を伺つて、そうした全国的な法を施行して、その育ち方と言いますか、それをほつきり統計の資料として持つていないという現在において、なぜこの違反に対する措置を改正しなければならぬのか。この点は無論、私は常に思うのですが、一つのものを作りますと條例になる。併しどういふ工合にこの法律が施工されておるかどうかというところを生んだ親は見極めておられると思ひます。併しながらその数字を持たない、どういふ工合になつておるか。ただ今お話の神奈川県或いは東京の一例を以て全部を承知されたというやうに伺ひましたが、それではなぜ四條並びに七條の一、二などを改正しなければならぬのか。無論改正しようという場合には、全国的なこの法の施行上何かの欠点なり何かがあつて、それで改正しようというやうな意圖が生れたものと思ひます。前文のほうの森林法、建築基準法その他の法律によつて、この美

観地区です、文化財保護法その他の法律によつて一応ここに明記しなければならぬという点は了承できますが、違反に対する措置については、その違反の事実、育ち方の事実がびつこであるか、めつちかであるか、そんなものがわからずにここに漠然と改正案を出すというところは、どういふお考えでやつていらつしやるか。又どうも子供の、改正するのはこれは病氣を治療するといふことなんですね。それにもかかわらず、子供がどんなことになつておるか知らないので、ここに突如として改正しなければならぬといふことは甚だ怪訝に思ふのです。従つて都市局としては、もう一度その点を全国的に確められて、違反に対する措置はこの改正でいいのかどうか。これで適當なものであるかどうかといふことはつきりとおつかみになつて改正案を出さなければならぬと思ふのです。今局長の御答弁は甚だ不満足です。

○政府委員(八嶋三郎君) 只今の田中先生のお言葉に對しまして、計数がないうのどうしてこういうものを出したかという、こういうお話であります。これは違反の件数につきましては、今申上げましたやうに、全国的な統計といふものを集計しておらないといふことは、私も私としてはそれはお叱りの点は御尤もだと私は存するものであります。今回改正をいたしたる問題につきましては、実は主任官會議の際におきまして、これはしよつちやう問題になる大きな問題であります。美観地区或いは風致地区におきまして、べた／＼人の知らんうちに、いつ貼つてしまつたかわからんというやうなものが相當にあることは、これは事

実でございします。そういう件数をここに一々拾ひ上げて参るといふことは、これはちよつと今のところむずかしいと思ひます。例えば議事堂のまわりなんかは一つの大きな美観地区になつておるのでございします。ここらにも至るところにべた／＼と街の体裁を害するやうなことがあることは、これは現実の姿でございします。これに對する措置をいたしましては、やはり積極的に責任者が明らかでないものにつきましたは、除却し得る途を作つておかなければ、これは私はどうしてもいけないといふことを客観的な事実において、件数はわかつておらんでも、客観的な事実において当然要請されるべきものだと思つております。そういう意味におきまして、各地区における主任官會議においても、この問題が叫ばれますので、今回新たに御提出した次第であります。御了承願ひます。

○田中一君 この広告物には制限されない場所におけるところの場所ですね。制限されない場所におけるところには自由に掲示又は施設をしていいといふことですね。

○政府委員(八嶋三郎君) さやうでございします。○田中一君 仮に今の制限された場所に対しては、必ずその施設をするものが届けをしなければならぬ、申請しなければならぬ。その場合に全部をいけなないといふのじやなく、除外例があるから、そういう場合には、そういう物件に対する許可を受けるという措置で以てやつておられるのですか、現在は……。

○政府委員(八嶋三郎君) さやうでございします。○田中一君 もう一つの問題は、主任官會議で以てそう言われたから、だからこうするのだというお言葉ですが、

○田中一君 そうですと、或いは誰が掲げたかわからんというやうなものがある場合に、これを除去する。これは悪意を以ちまして、例えば同じ齒磨の例にすれば、一つの齒磨が違反と見なされる美観地区へどん／＼相手方のものを、仮に何と申しますか、クラブ齒磨ならばクラブ齒磨がやつて行く、ライオン齒磨ならばライオン齒磨がやつて行くといふ場合に、クラブ齒磨がいつとも違反でやられる。誰が掲示をしたかわかりません。わからないが、内容によつてクラブ齒磨がやつたのじやないかといふことが推定される場合、内容については罰則の適用がない……。

少くとも実際そうなのか、どうなのか、或いは百人集まつても今度の改正案に対して、こうして欲しいというところであつたのか、それは主任官會議の議事録でも出してもらいたい、主任官會議が、行政官がそうだからそうしたいというのじゃ余り法律を作つた国会を無視される傾きがあると思う。事実を調査しなければ、地方的に我々も調査しなければ、……どうも主任官會議でそういうような空気がからさうするのだという事では、甚だ元締め都市局としては至らない点があるのじゃないかと思うのです。それを我々が納得するような形で以て資料なり何なりで明示して頂きたいと思うのであります。

○政府委員(八嶋三郎君) つまり主任官會議という事を申し上げたのは、ちよつと言葉が迂闊であつたと思うのでありますが、実は最初からこの法律を作るときに欠陥であつたということ、これは言えると思つたのであります。ただ相手方がはつきりせんといふ……大体広告物というものは届出をして、そして違反の場合においてはその正当なことをだけを考えておつたのであります、初めからべたべた貼つて行くというのが実は現状においては非常に多いのでございます。これは事実をどこでめぐるかとおつしやるならば、私は東京の都内の先ず議事堂の周囲を御覧になつてもはつきりしておると思う。これは現実の事実がどうだとおつしやられるならば、その事実を一つ御調査願つてもいいと思うのであります。主任官會議というものは、私も当初案を作つたときにやつて見て、抜けたなと思う点を指摘され

たのであります、これは皆様がたこの法案を通して頂くかどうかということは、何も主任官會議ということによつて我々は動いたというところじやなく、皆様がたの正当なる御判断によつてこの問題を御審議願いたいと思うのであります。

○田中一君 大体私の目の前に見える御指摘のような議事堂のまわりにべた貼る、このことについては了承します。併し全固的なものでは、この欠陥が、こういう場合、あつた場合と御説明願ひませんか。例えば大きなビルだとはがせばいいが、はがすにも金がかかるのであります。そういう意味の予算と申しますか、そういうものが條例によつて人夫賃金がかかる、こういうものを、事実こういう管理をしますところの都道府県或いは市町村長が、そういう予算をとつておるかどうかという事を考えますと、どうも突如としてこれが出たということは、どうも全部そういう意味の予算措置がとられておるかどうか、これが出るのと、地方は必ずそういうものは取りの工夫賃なり、或いは大きなものですね、大きなものに對しては相当な金をかけて除去しなければならん、そういう点もお考えになつておるかどうか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(八嶋三郎君) 予算をとらない限りは法律が出せんということになるだろうと思ひますが、これはまあ一つ都市の美観というものは必要でありますから、少くともそういうような費用につきましては、それは非常に大きくなる場合は、そういう事例が非常に多いということになりますれば、積極的に国としても考えなければならん

と思ふのであります、現在のところはその地方にこれだけの費用を命じましても、大きな負担にはならないのじゃないかという事は予測の下にやつてゐるのではありませんが、若しもそういうような事例でたくさん費用がかかつて行くということになれば、国としても考えなければならん、国として思つておられます。

○田中一君 大体除去する場合です、誰がやつたかわからんものを除去する場合はどのくらいの期間を、これは條例に任して置くのですか、どのくらいの期間を置いて除去するということ、これは一応の腹案はあるのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) これはそこを警へてあります「條例で定めるところにより、相当の期限を定め、」というように……。

○田中一君 どのくらい……。

○政府委員(八嶋三郎君) 條例によつて定めるところから、一週間なり、何なりといつたようなところじやないかと思ふのです。ものによるだろうと思ひますけれども……これは別に一週間といふことをここでばつきり申上げる意味じやありません。

○田中一君 これは殊に美観地区とか、制限されている地区に對する広告の掲示というものは非常に効果があるのです。非常に効果がある、効果があるために違反を承知ででん／＼それを、どつちみち、これは政府なり或いは政府でない管理官、都道府県なり、市町村がはいてくれるのだというので、却つて三日でも、一日でもいいのです。そういうものが掲示されれば、してはならない所に、美観地区に

すばつと派手な広告を一つ出す、誰がやつたかわからない場合、これは三日でも或いは半日でこの効果は大きなものなんです。これが広告屋の狙ひなんですよ。商業広告の場合、商業広告は殊にそうです。従つてもう少し、除去するためには無論一応その国民のそういう投資と言ひますか、そういうものに對する考え方を以て、或る一定の期間を置いて広告し、これを除去するということになつておられますけれども、これは半日やつてもやつてもその効果は絶大なものがある。制限地区におけるところの無届広告というものは価値があるもので、却つてこれを助成するようになつて来るような気がいたしますが、どうお考えになりますか。実際に、どつちみち除去するのはやつてくれるのだ。ほん／＼ポスターを貼つておけば、或いは立看板を立てておつても、これはきつと都道府県なり市町村がとつてくれる。これはたとえ三日でも、三日の効果は莫大なものです。銀座の辺でたくさん看板のあるところへ又看板を持つて来るよりも、そうしたところにはすばつと貼つたほうが効果があつて、広告としての価値は非常に高いわけですから。その点はどう考えますか。

○政府委員(八嶋三郎君) 誠に痛いところを突かれたわけですが、実はこれは私もいたしましては、広告の価値がどうか、こうとかいつたような内容について詮議しようという気持はないのであります、飽くまでも都市の美観といつたような問題から立案をいたしてゐるのではありません、お話のような点はあるだろうと思ひます。私も少しは思ひます、できるだけ早く都市の美観を保持したいとい

う点は、これはお説の通りであります。その意味におきましては、あなたの中の御指摘の点と大体一致するだろうと思ひます。ただ何にいたしまして、一つの大きな財産権を持つておりますものでございまして、財産権の擁護という意味におきましては、やはり一定の期間というものはやるほうがいいのじやないか、こういういわゆる財産権の擁護という立場から、これだけ念入りなものを考へて見たのであります。それで但書を削つたほうがいいのじやないかという御意見も出るだろうと思ひますけれども、財産権の擁護を或る程度我々も考へておかなければならん、これは万全の策という意味においてやつたのであります。広告の場合にはどつちが効果があると言へば、お話の点は御尤もだということをお申上げるより途がないと思ひます。

○田中一君 無論広告は除去することになつておりますから、これはすぐやつたほうがいいのじやないですか。無論論をいうところへ承知でやるような広告は、恐らく最初にはわからないのです。警察なり何なりが捜査権を發動して十分調べて犯人を捕まえて、そして処罰するということにならないならば、そういうことがないならば、これは直ちに除去する、撤去するといふ権限を持つてゐることが、あなたの考へてゐる美観地区を守る、或いは法を完全に執行するには、そういう形のほうがいいのじやないか。あなたは財産権を守るとか、守らんとかいうことをおつしやるけれども、これは人間がはつきりわかつておつてやるならばいざ知らず、人間がわからないのが多いと思

う、誰がやつたか、或いは誰が命じたかわからないのがある、そういう場合には直ちに撤去すると、無論誰れが、私がやりましたというのを言いつて出すものはない。恐らく無届で、誰がやつたかわからないような形で、その広告をするのでしよう。恐らくそれ以外はない。その場合は直ちに撤去するようにしたほうがいいのじやないか。財産権と言つても財産権を放棄しておるもので、これはおれのだと言つてやつたならば財産権の擁護にもなるが、初めからそういう無届違反を承知でやつておる広告に対しては、初めから財産権を放棄しておる、そんな放棄しておる財産権まで守るという法律はちよつとおかしいと思うが。

○政府委員(八嶋三郎君) 実はずるとかいうような意味ではないのでありまして、最後に私も撤去するのでございまして、ただ慎重を期して行こうという意味でございまして。

○田中一君 もう一遍局長に伺つて置きますが、慎重を期する場合に、どういふものに対して慎重を期するか、もう少し明確にお話を願いたい。

○政府委員(八嶋三郎君) 結局はこれが心なくして、相手方が知ることができなかつたという点は、これはあると思うのでありますが、そういう意味におきまして、初めから故意にやるという場合は、お話のような点もあるだろうと私は思いますが、中には本当に美観地区であるということも十分知らないでやつたという場合もあるだろうと私は思いますので、その意味において慎重にやつて行こうと、こういう意味でございまして。

○田中一君 どうもその美観地区を知らずにやつたと、知らずにやつたという事で以て、それを守るといふことは、ちよつともう少しこの法律を普通化し、国民に知らしめるならば、これはわかるのですが、この辺におけるところのビラとは違つて、美観地区は相当大きな仕事になると思ふのです。その際に一応自分が自分で書いてペンキを塗つたという事は考えられない。従つてそれ相當の業者に頼んでやるのではないが、その場合に、業者自身はよく知つておると思ふ。自分でやつた場合でも悪いものは悪い、間違ひは間違ひである。従つて一応時間を置くという事は却つて逆効果を來すのではないかと。これはあなた是非常に思いやりのある民主的なお考えで立法されておるようでありまして、悪いものはどこまでも悪いのであつて、この悪いものまでも擁護するといふことは決して法の精神ではないと思ふ、悪いものは悪い、従つてそこはもう少しあなたのほうで狙つていらつしやるものを表現するようにならなければならないのか、私はあなたの真意はよくわかるのです、わかるのですが、どうもここです、以て却つてそういうものを助長するようになつてくるのじやないか。ただ撤去するといふようなことくらいで以て済むものではないと思ふ。御見解はどうですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 同じようなことを繰り返すようでは誠に恐縮でございまして、同じようなことを申し上げるようでは誠に恐縮でございまして。

○田中一君 私はこれ以上申しません。どうも二本の並行線、わかつていながら、どうも一本にならないと思ふ。それから、私はこの点の質疑はやめます。それから実際にこの法律を二十四年に施行しまして、一体現実にどうなつておるかという資料ぐらいはお取寄せ置きたいと思ふのです。むしろ初めからこの法律は広告物取締法を改正して、これを出すと同時に、もうこの屋外広告物法を出したのだ、もうこの決定はわかつておつたのだ、ということをおあなたはおつしやつておつたのですから、そういう事例があるとするならば、これはまずい、もう少し慎重に審議してやらなければならぬと思ふのです。従つて具体的に二年前にこの法律を出すときに、以後はどうなつたかという点を一つ我がが納得するような資料なり、御説明なりを、事実に基づいて御説明願へば、もつと納得が行くのです。決して改正案に対する反対をするものではないのです。結構だと思ふのですが、実際に現地の施行後の姿をつかんで考えない私は考へておるのです。従つて若しその資料がお手許に揃うなら揃えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(八嶋三郎君) まあ今のお話は御尤もな御意見だと思ひますが、実はまあ各府県の條例とかいつたようなものは、いろ／＼とまあ私のほうで出して指導をいたしておりましたので、そういうものは勿論あります。が、ただ違反件数を全部毎年々々報告させるといつたところまでは実は行つておらないのです。ただいろいろ

ろと実情等は、この広告あたり問題といたしましては、東京あたりでは最近多くなつて來ているのはネオンサインとか、ああいうものが非常に多くなつて來ては、これはまあ半分以上といふものは、大体広告をしておるもの、そういう方面に來ておる。広告の内容等についてどういふ種類のものがあるかというふうなお話でございまして、大体こんなふうな、これはまあ條例で科したやつを集めて見たりした資料等が、実はここに集まつております。全然地方に任せたらといつて、こつちのほうのほうはほんとしていて、こつちのほうのほうは全然持つておらないのでありまして、いろ／＼と最後の際におきまして、当時のお話を聞いたりしておるの、ごとき、そのまゝとまつた資料といふと、違反件数といつたものが主だろつと思ふのでありますが、違反件数は今申し上げましたように、べた／＼無許可で貼つていたりやつを、一々数えておつちやできませんので、これらの点はちよつと無視だろつと思ひます。

○田中一君 もう一つ、伺いたいのです。ありますが、屋外広告物といふものが、例えば建築物を柱として道路に上などに掲げられるものは広告物ですか、それともこれは建築物の一部でございまして、どちらでございましてか。

○政府委員(八嶋三郎君) それはどういふ意味かよくわかりませんけれども、屋外と言へば一つの建物の外側といふことだろつと思ふのですが、その建築物の中に広告物として掲示されたようなものが建築物の中に入つておれば、一つの広告物として取扱つていいと思ひます。

○田中一君 ちよつと質問の要旨がわかりでないかと思ふのでございまして、わね、こつちのことなんです。これは場合にすれば住宅局長をこゝえお呼び願つて伺つて見てほしいのですが、やはり建物自体を柱として、そこからも出すのですが、これは屋外広告物か、或いは建築物の一部かといふことです。

○政府委員(八嶋三郎君) よくわかりませんが、まあ柱であらうと、何であらうと、屋外のほうに表示するものがなければ、ちよつと広告物といふことは言えないだろつと思ふのであります。

○田中一君 実はその点は私も明確にしておきたいと思ふのです。大体建築物の定義といふものは、柱があつて屋根があるのだといふことだろつです。これは建築辭典を見まして、そうおつておりますが、家といふものは、建築物といふものは柱があつて屋根があるもので、その柱は絶対に土地に固定してあるものだといふことになつております。それは建築の定義だろつです。従つて建築物を柱としてそこから出る、よく出つ張つた看板がありますね。ああいうものはこの法律で締めて行くのですが、それとも建築物として取締つて行くだけの範疇に入るもので、どちらでございましてか。

○政府委員(八嶋三郎君) 看板といふことになれば、この第二條によつて私は広告物であるといふことになつていゝのじやないかと思ひます。

○田中一君 例えば家を柱として、構造体を柱としてそこから提燈を下げてゐる。建築物を柱としてそこから軸が

出て、その上に屋根が上つていゝという建築工作物がたくさんあるのでございます。そういうものはこの法律で来るのか、それとも建築基準法で来るのか、どういふことになりますか。住宅局の定義を聞きますと、それも建築物の一部だという見方があるのです。建築物の一部という見方と、屋外広告物法、これとの関連性はどうなりますか。明確に一線を引かれませんか、御見解どうでしょう。

○政府委員(八嶋三郎君) 建築物の一部でありましても、屋外に對して一つの広告として表示してあるならば、それは屋外広告物だと思います。

○田中一君 あなたは内容によつて広告物の認定をしているのでしよう。内容の如何にかかわらず、そうしたものは広告なら広告に取上げるということになっているのでしよう。先ほどの定義はこのように御説明を伺いました。が、内容を見て判断なさるのは今あなたの御説明通りです。内容を御覧になつて、これは広告として認定なさるのか、建築基準法から見ますと、建物を軸として屋外に出ているもの、これは建築物の一部だとみなすことはできませんか、建築物でも、そのものの内容によつて広告と認められるなら広告だとか、こうおつしやるのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) それは建物
の一部であつても、外に對して、いわ
ゆる屋外に對しての広告といふことにな
つておれば、一つの都市の美観に影
響すると思ひますが、非常にあくどい
色でそれをやつておるといふことにな
れば、私どもはやはり広告として措置
すべきものと考えます。

○田中一君 広告の定義について先は

どおつしやつておりましたが、工作物だとおつしやつたでしよう、先ほどの局長の御説明では……。

○政府委員(八嶋三郎君) 工作物等に掲出されているというものを言つたものです。

○田中一君 その内容はどうなんでしょうか。

○政府委員(八嶋三郎君) 内容には触れておりません。内容が菓の広告であらうと、政治的なものであらうと、或いは單なる商売上の宣伝のものであらうと、それには我々は触れないのです。

○田中一君 もう少しその点調べて来
てから、この次お伺いします。

○前田樞君 この七條二項をお尋ねしたいのですが、大体只今田中委員の御質問と同じような感想を持っているののですが、ただ田中委員が触れなかつた点の一つだけお尋ねしたいのですが、只今東京都の條例を拝見し、それから都市局長の御答弁を伺つて見ますと、各府県とも許可をとるようには條例がで

きていろいろしいが、そうしますと「管理する者を過失がなくて確知すること」ができない」というのは、一体どういうことを意味するのか。合法的になれれば、許可を受けているので管理する者が過失はわかつているはずなんです、過失

がなくて確知することができないといふのは、許可を受けないでやつたといふのと同じ意味になるのではないでしようか。

○政府委員(八嶋三郎君) 勿論そうい
う連中は許可を受けないでやつてい
ることは当然であると思います。許可
を受ければ相手方がわかりますけれど
も、ただ先ほどの一つの例としてライ

オン歯磨の連中が許可を受けずにやつた、これは過失、よく調べれば、ライオン歯磨がやつたのだらうということとは大体確知できると思う。ただばたばたと夜のうちに誰か知らぬうちに、闇にまぎれて首切反対であるとか、ばたばたとやつてしまつたというよりなことになりますと、誰がやつたのか全然わからない、それをも知ることができないといふことをここに考えているのではありません。

○前田穂君　私も今のお尋ねをしまして趣旨は、若し過失がなくて誰がやつたのかわからないというものと、許可を受けないということと同じ意味だと

すると、結局違法の広告を出したものに對する措置といふことになると思ひますが、それを先刻来田中委員がいろいろと疑問を持つてお尋ねになつておられるような状態であるにかかわらず、これほど慎重に考慮しなければならぬかどうか。違法の広告に對してそういう疑問を持つのですが、例えば、たとへ半日でも貼れば効果を満喫する

ことができる。或いは明日の会合を今日貼紙をする、そうすれば広告をして慎重な態度をとっている間に完全に目的を達してしまふ、そういうたようなのが実際に過失なくして確認することのできないという場合に、違法な広告

をしてそれが完全に広告の目的を達成するというのが、この條文では当然であるように思ふので、田中委員の先刻のお言葉と私も全然同意する。

感なんですけれども……。

○政府委員(八幡三郎君) 実はこれはほの二つに一応書き分けているのでござい
ますが、簡単なものはもうその場でや
つてしまふ、すぐやつてしまふ。ただ

広告を確知する物件、多少財産的にも価値のあるというものだけは一応慎重に取扱つてやろう、こういうだけの意味でございまして、普通の余り財産権もないようなものをピラを貼つていたというようなのは、直接すぐ実行してとつてやろう、こういう実は考えなのであります。

○専門員(武井篤君) ちよつと一点だけお伺いしますが、第七條の第二項の本案の問題になつておりましたところの本案との、「又はその命じた者若しくは委任した者」と申します「委任した者」といふのは、どういふものを指しておられますか。

○政府委員(八幡三郎君) これはまあ、大体知事がやるというような場合は、例えば部下以外の者にやらせる場合は、私は命令権でなくて一つの委任だ、という工合に考えております。そのほかに第三者にやらせるといふような場合も、これは委任だろ、うと思ひます。

○専門員(武井篤君) 第三者といふのは……。

○政府委員(八幡三郎君) 例えはそれを撤去させるようなことを商売としてやつてゐるというものです。

○理事(赤木正雄君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(赤木正雄君) 速記をつけて下さい。本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午前十一時四十六分散会

1